

大阪市規則第105号

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
第15条 〔略〕	第15条 〔同左〕
2 前項の規定により徴収する費用の額（以下「徴収金額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、徴収金額が本市の支弁額を上回るときは当該支弁額とする。	2 〔同左〕
〔(1) 略〕	〔(1) 同左〕
(2) 法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る徴収金額 <u>0</u>	(2) 法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る徴収金額 <u>次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>
〔削る〕	<u>ア</u> 法第24条第5項又は第6項の規定による措置を受ける月の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童 別表第4に掲げる額
〔削る〕	<u>イ</u> アに掲げる児童以外の児童 0
〔(3)～(5) 略〕	〔(3)～(5) 同左〕
〔削る〕	<u>3</u> 第1項の規定により徴収する法第24条第5項又は第6項の規定による措置に要した費用の各月分の納期限は、翌月の5日（そ

3 [略]

4 法第56条第5項の規定による滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合においては、第4号様式による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

[削る]

の日は日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日）とする。

4 [同左]

5 法第56条第5項から第7項までの規定による滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合においては、第4号様式による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（児童手当からの費用の徴収に係る通知）

第17条 市長は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第2項に規定する方法によつて児童手当の額の全部又は一部から法第56条第6項各号に定める費用（本市が設置する保育所から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた乳児又は幼児に係るものに限る。以下「保育費用」という。）の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則（昭和47年大阪市規則第6号）第2条の規定による児童手当の支払日までに、当該支払をしようとする児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者（以下この条において「受給資格者」という。）に通知す

	るものとする。 (1) 受給資格者の氏名及び住所 (2) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて受給資格者に係る保育費用の支払を受ける旨 (3) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて支払を受けるべき受給資格者に係る保育費用の額 (4) 前2号に掲げる事項を決定した年月日 (5) その他こども青少年局長が必要と認める事項 2 市長は、児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて児童手当の額の全部又は一部から保育費用の支払を受けたときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、保育費用の支払を受けた月の末日までに、当該支払をした受給資格者に通知するものとする。 (1) 受給資格者の氏名及び住所 (2) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて受給資格者に係る保育費用の支払を受けた旨 (3) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて支払を受けた受給資格者に係る保育費用の額 (4) その他こども青少年局長が必要と認める事項
<u>第17条・第18条</u> [略] 附 則	<u>第18条・第19条</u> [同左] 附 則
この規則は、昭和31年11月1日から施行する。	1 この規則は、昭和31年11月1日から施行する。
[削る]	<u>2</u> 法第24条第5項又は第6項の規定による

<u>別表第4</u> 削除 第4号様式（第15条関係） [様式 別紙3 挿入]	措置に要した費用の納期限に係る第15条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「翌月の5日」とあるのは「翌々月の26日」とする。 <u>別表第4</u>（第15条関係） [表 別紙1 挿入] 第4号様式（第15条関係） [様式 別紙2 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第15条第2項の規定は、令和8年9月以後の月における措置に要した費用の徴収について適用し、同年8月以前の月における措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 令和8年8月以前の月における措置に要した費用の納期限については、なお従前の例による。
- 4 令和8年8月以前の月における徴収金に係る差押え等（この規則による改正前の大阪市児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第15条第5項に規定する差押え等をいう。）に係る身分を証する証明書の携帯又は提示については、改正後の規則第15条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和8年8月以前の月における保育費用（改正前の規則第17条第1項に規定する保育費用をいう。）に係る児童手当からの費用の徴収に係る通知については、なお従前の例による。

[別表第4 別紙1]

保育措置徴収金額表

世帯の区分			徴収月額
第1階層	児童の保護者が被保護者又は里親である世帯		円 0
第2階層	児童の保護者が被保護者又は里親である世帯以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が当該年度（4月から8月までの間にあつては、前年度。以下この表において同じ。）分の市町村民税（地方税法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下この表において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯（以下この表において「非課税世帯」という。）	0
第3階層	非課税世帯以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が児童と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する世帯（以下この表において「要保護世帯等」という。）	2,000
		ころにより当該所得割を免除された者を含むものとし、要保護世帯等以外の世帯	8,100
		当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯	
第4階層		算定対象扶養義務者全員に要保護世帯等	3,500
		ついての当該年度分の市町村民税の地方税法第292条第要保護世帯等	10,100

		1 項第 2 号に掲げる所得割以外の世帯 の額（子ども・子育て支援法 施行規則（平成26年内閣府令 第44号）第21条に定める規定 による控除をされるべき金 額があるときは、当該金額を 加算した額とする。以下この 表において同じ。）の合計額 （以下この表において「所得 割合計額」という。）が46,000 円未満である世帯		
第 5 階層		所得割合計額が46,000円以 上48,600円未満である世帯	要保護世帯等	5,000
			要保護世帯等 以外の世帯	11,800
第 6 階層		所得割合計額が48,600円以 上50,000円未満である世帯	要保護世帯等	6,000
			要保護世帯等 以外の世帯	14,000
第 7 階層		所得割合計額が50,000円以 上54,000円未満である世帯	要保護世帯等	7,000
			要保護世帯等 以外の世帯	15,700
第 8 階層		所得割合計額が54,000円以 上59,000円未満である世帯	要保護世帯等	8,000
			要保護世帯等 以外の世帯	18,300
第 9 階層		所得割合計額が59,000円以 上77,101円未満である世帯	要保護世帯等	9,000
			要保護世帯等 以外の世帯	21,500

第10階層		所得割合計額が77,101円以上79,000円未満である世帯	21,500
第11階層		所得割合計額が79,000円以上97,000円未満である世帯	24,900
第12階層		所得割合計額が97,000円以上115,000円未満である世帯	28,300
第13階層		所得割合計額が115,000円以上133,000円未満である世帯	32,700
第14階層		所得割合計額が133,000円以上169,000円未満である世帯	39,400
第15階層		所得割合計額が169,000円以上211,201円未満である世帯	45,100
第16階層		所得割合計額が211,201円以上217,000円未満である世帯	45,100
第17階層		所得割合計額が217,000円以上256,000円未満である世帯	50,700
第18階層		所得割合計額が256,000円以上301,000円未満である世帯	53,000
第19階層		所得割合計額が301,000円以上358,000円未満である世帯	59,200
第20階層		所得割合計額が358,000円以上397,000円未満である世帯	61,700
第21階層		所得割合計額が397,000円以上432,901円未満である世帯	65,900
第22階層		所得割合計額が432,901円以上536,000円未満である世帯	65,900
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない世帯		70,600

備考

- 1 この表において「被保護者」とは、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- 2 この表において「里親」とは、法第6条の4に規定する里親をいう。
- 3 この表において「算定対象扶養義務者」とは、児童と同一の世帯に属し、生計を一にして

いる児童の父母及びそれ以外の扶養義務者であつて当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものをいう。

- 4 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免が行われた場合には、その減免された額を所得割の額から控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0）を所得割の額とする。
- 5 この表において「要保護者等」とは、要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）その他これに準ずる程度に困窮していると市長が認める者をいう。
- 6 所得割合計額を算定する場合には、児童と同一の世帯に属し、生計を一にしている児童の父母及びそれ以外の扶養義務者であつて当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものが指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割合計額を算定するものとする。
- 7 特定被監護者等（児童の保護者に監護される者、児童の保護者に監護されていた者又は児童の保護者若しくはその配偶者の直系卑属であつて、児童の保護者と生計を一にするものをいう。以下この表において同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の当該世帯に属する特定被監護者等である児童に係る徴収金の月額、当該児童が特定被監護者等のうち出生の時が最も早い者である場合を除き、0とする。
- 8 次の各号に掲げる場合における徴収金の月額は、この表の徴収月額の欄に記載されている金額を25日を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。
 - (1) 月の途中において法第24条第5項又は第6項の規定による措置を受けた場合
 - (2) 月の途中において法第24条第5項又は第6項の規定による措置が解除された場合
 - (3) 災害その他特別の事由であつて市長が緊急やむを得ないと認めるものにより、法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る保育所等（保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を行う事業所をいう。）から保育の提供がなされなかつた場合

[第4号様式 別紙2]

第	号
児童福祉法による差押え等従事職員の証	
写 真	所 属 大阪市
	氏 名
上記の者は、児童福祉法第56条第5項から第7項までの規定による滞納処分のための財産の差押え等を行う職権を有する者である。	
発行	年 月 日 (有効期間1年)
大阪市長	
印	

[備考 同左]

[第4号様式 別紙3]

第	号
児童福祉法による差押え等従事職員の証	
写 真	所 属 大阪市
	氏 名
上記の者は、児童福祉法第56条第5項の規定による滞納処分のための財産の差押え等を行う職権を有する者である。	
発行	年 月 日 (有効期間1年)
大阪市長	印

[備考 略]